

広島城三の丸整備等事業 公募設置等指針の概要

1 事業概要

(1) 事業の目的

- 本市では、令和2年5月に策定した「広島城基本構想」において、広島城全体で、①歴史・文化の発信拠点としての広島城の魅力の向上、②観光拠点としての魅力向上を通じた都心のトライアングルの回遊性の向上を図ることとしています。
- このうち、三の丸については、飲食・物販施設など、観光客・市民からニーズの高い便益施設とともに、歴史・文化の発信の中心的な役割を担う展示収蔵施設の導入を図ることとしており、令和3年7月に、新たな機能導入の方針並びに整備計画及び管理運営に係る基本的な条件を定めた「広島城三の丸整備基本計画」を策定しました。
- これらを踏まえ、広島城三の丸整備等事業（以下「本事業」という。）では、民間活力を活用したにぎわい施設等の整備を行うとともに、広島城一帯（以下「広島城区域」という。）の用地及び建物を一体的に管理運営することにより、市民サービスの向上や本市の財政負担の軽減を図りつつ、広島城が有する価値や魅力の一層の向上を目指します。

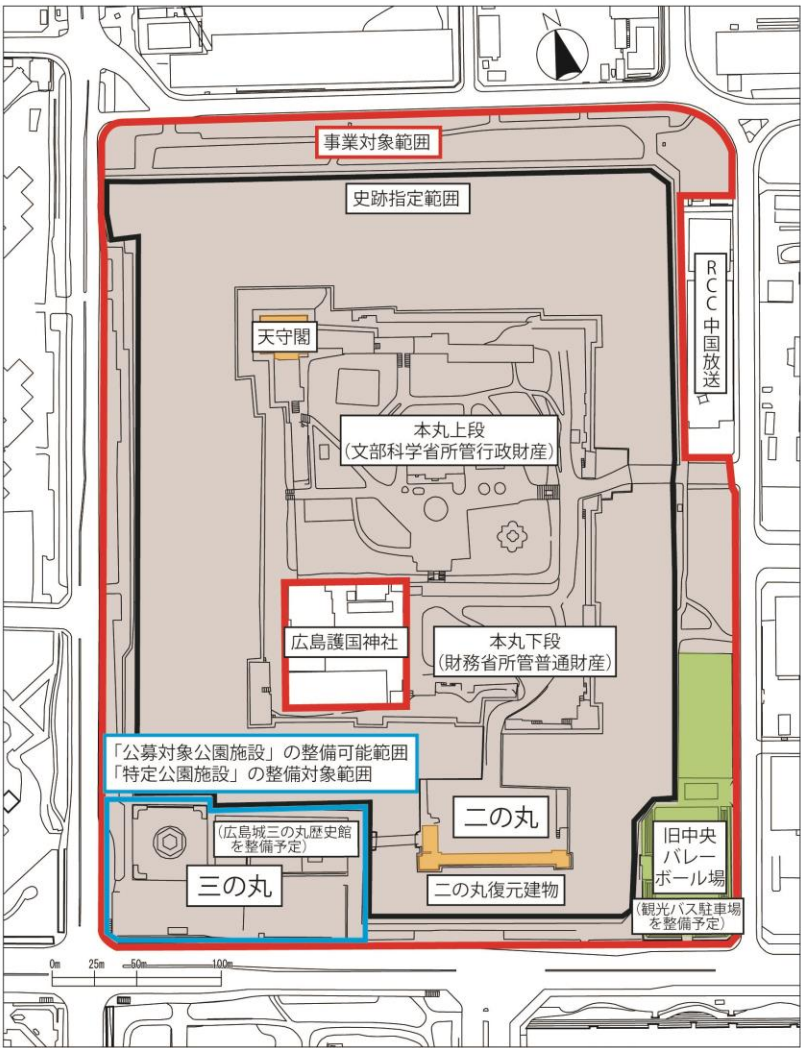
(2) 事業スキーム及び事業対象範囲

- 本事業では、Park-PFIを導入し、民間事業者が三の丸エリアに飲食・物販施設等の収益施設（公募対象公園施設）及び多目的広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を行います。公募対象公園施設の整備可能範囲及び特定公園施設の整備対象範囲は、三の丸のみとします。

※広島城三の丸歴史館及び観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）については、本事業とは別に本市が整備を行います。

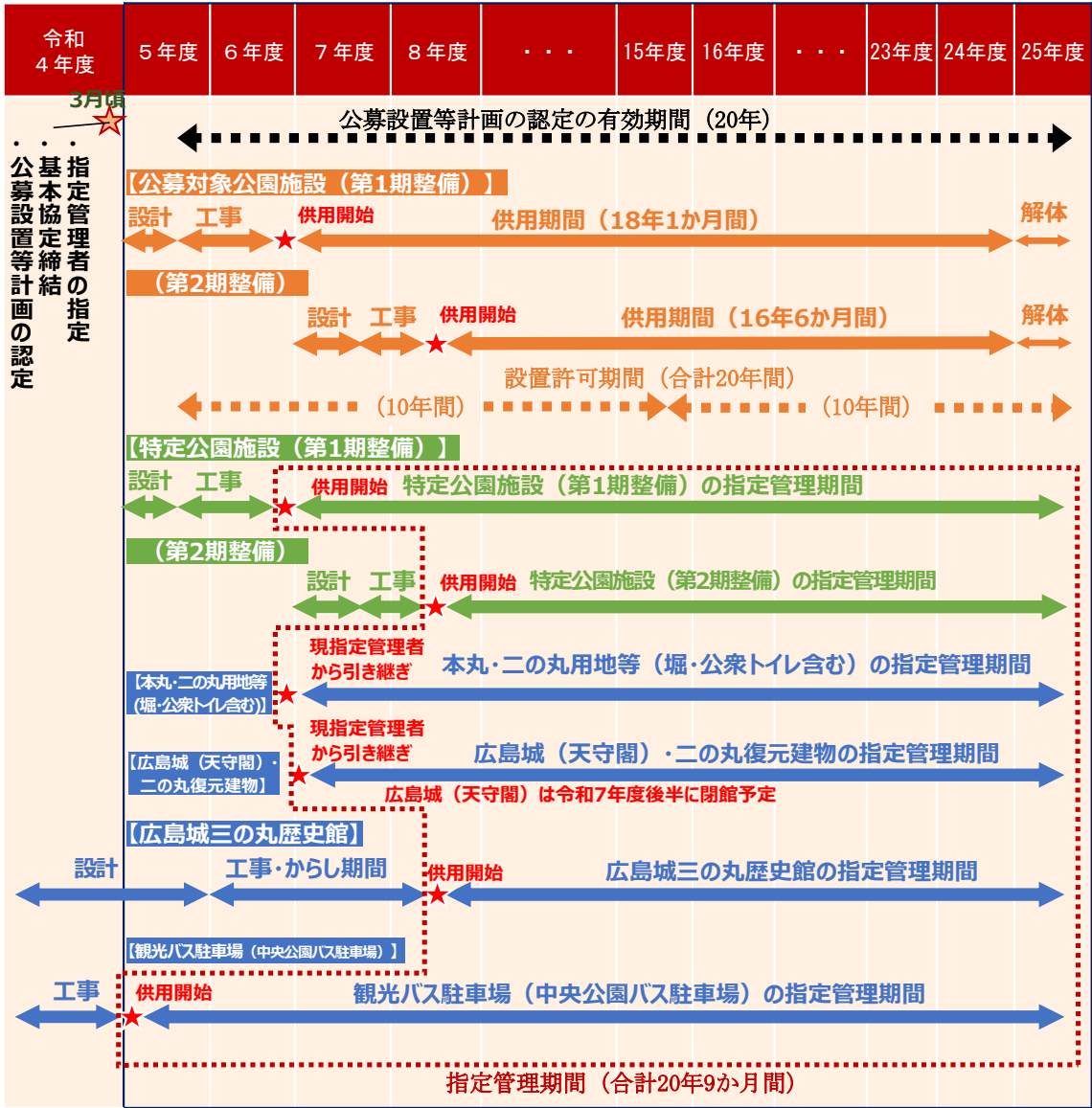
- 広島城区域の用地（本丸、二の丸、三の丸及び旧中央バレーボール場等）及び建物（天守閣、二の丸復元建物及び広島城三の丸歴史館等）については、民間事業者がこれら全体の指定管理業務を担います。

※ただし、広島城三の丸歴史館での展示企画などの学芸業務は、別途事業者（学芸事業者）を選定します。



(3) 事業期間

- 民間事業者が本市に提出する公募設置等計画の認定の有効期間は、令和6年（2024年）1月1日から20年間とします。
- 指定管理期間は、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の供用開始日である令和5年（2023年）4月1日から、公募設置等計画の認定の有効期間の終期までとします。なお、対象施設によって指定管理業務の開始時期が異なります。



2 Park-PFI事業に関する事項

広島城三の丸歴史館と北側に望む天守とが一体となって歴史的な雰囲気を出し出すような「歴史ゾーン」にふさわしいにぎわい施設の提案を求めます。

(1) 公募対象公園施設について

- 当地ならではの「食」を味わうことのできるお店、ゆっくりくつろげるカフェなどの飲食施設や、市民や観光客が共に楽しめるお土産物屋など、来訪者のニーズを踏まえた「飲食・物販施設」等について、広島城の魅力の向上につながる提案を期待します。

- 「飲食・物販施設」以外の多様なにぎわい施設の積極的な提案も期待しています。提案に当たっては、サッカースタジアム等整備事業、中央公園広場エリア等整備・管理運営事業及び旧広島市民球場跡地整備等事業といった**中央公園内の他の事業で検討されているにぎわい施設等との連携・棲み分けに配慮**してください。
- 本市が整備する広島城三の丸歴史館及びペDESTリアンデッキの位置を踏まえた配置としてください。
- 事業対象地の敷地条件等を踏まえ、常設のにぎわい施設に限らず、**移動販売車（キッチンカーなど）を設置し、公園利用者へのサービス向上及びその他公園施設の機能増進や広島城区域の活性化**につながる事業を行うことも可能です。

項目	使用料の単価
設置許可に係る使用料の単価の最低額	5,313円/㎡・年以上

(2) 特定公園施設について

公園利用者の利便性向上のため、特定公園施設として「多目的広場」「バス乗降場」「タクシー乗降場」「附置義務駐車場」「園路・植栽」「公衆トイレ」を整備してください。

施設名	求める機能、留意事項
多目的広場	・神楽などの催しを鑑賞できる空間、広島城を展望しながら食事や休息ができる空間とし、歴史的な景観と調和し、多目的な利用が可能なものとしてください。 ※ステージの設置や、キッチンカー・屋台が出店するイベントなどの利用を想定し、規模を提案してください。
バス乗降場	・バス乗降場は、3台程度が同時に停車し安全に乗降可能な規模としてください。
タクシー乗降場	・タクシー乗降場は、1台分確保してください。
附置義務駐車場	・施設利用者のための附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場） 一般車用：11台程度、身体障害者用：1台程度（民間事業者の提案による） ※上記は、広島城三の丸歴史館の延べ床面積を基に算出した附置義務駐車場台数であり、認定計画提出者は、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき算出した必要台数を最低限確保してください。
園路・植栽	・舗装は自然素材をイメージさせるものとし、歴史的な景観と調和したものを 用いるよう留意してください。 ・広島城三の丸歴史館へ大型車両（資料運搬用4tトラック）が入庫することを 想定し、搬入路を確保してください。
公衆トイレ	・24時間利用可能で、誰もが使いやすく、満足度の高い公衆トイレとしてくだ さい。

※上記の施設以外にも、公園施設として認められているものであれば提案することができます。
ただし、有料施設は提案できません。

項目	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
本市が負担する費用の上限額 （既存の公園施設の撤去費用を含む）	6億300万円

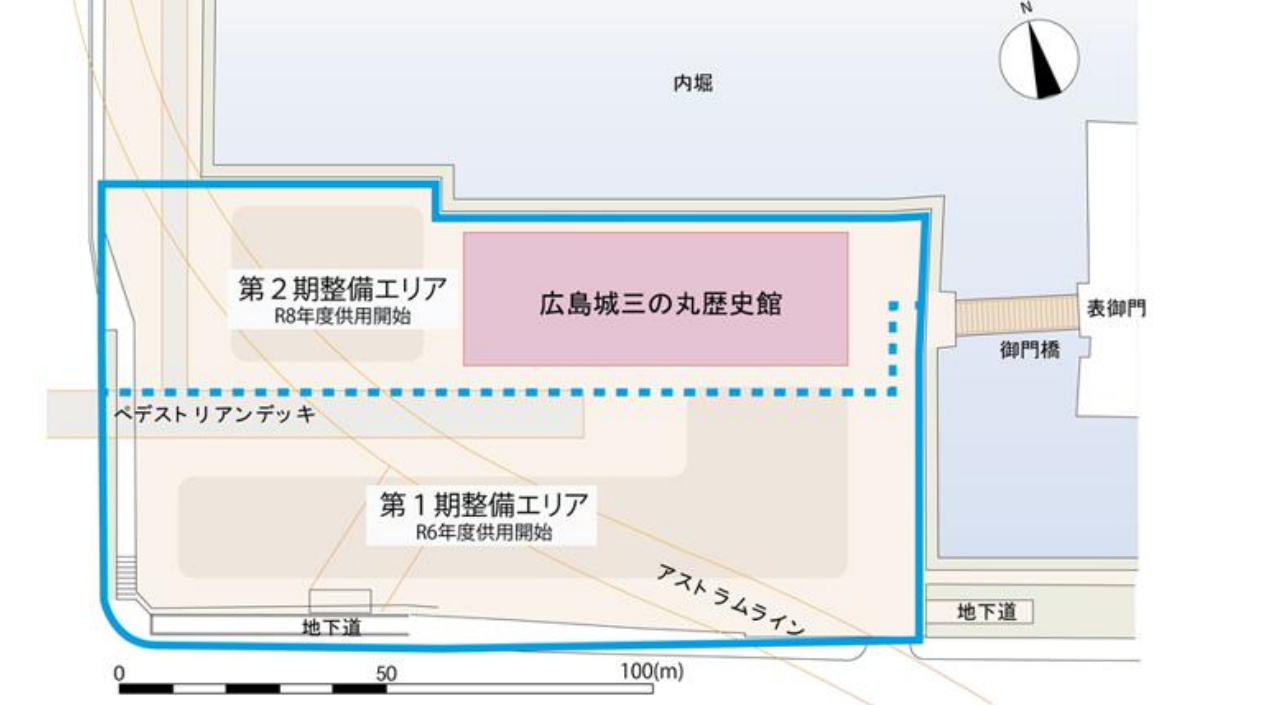
(3) 施設整備に係る留意事項

項目	提案できる規模の上限
本事業で整備可能な建築面積の上限 （公募対象公園施設及び特定公園施設）	2,000㎡以下 ✓（各施設や機能を適切にゾーニングし、三の丸エリア全体でにぎわいを創出するとともに、内堀の水辺環境や周囲の景観にも配慮した配置としてください。） ✓（本市が定める建築物等の高さ基準及び高さの最高限度を超えない範囲で、 平屋を基本 とします。）

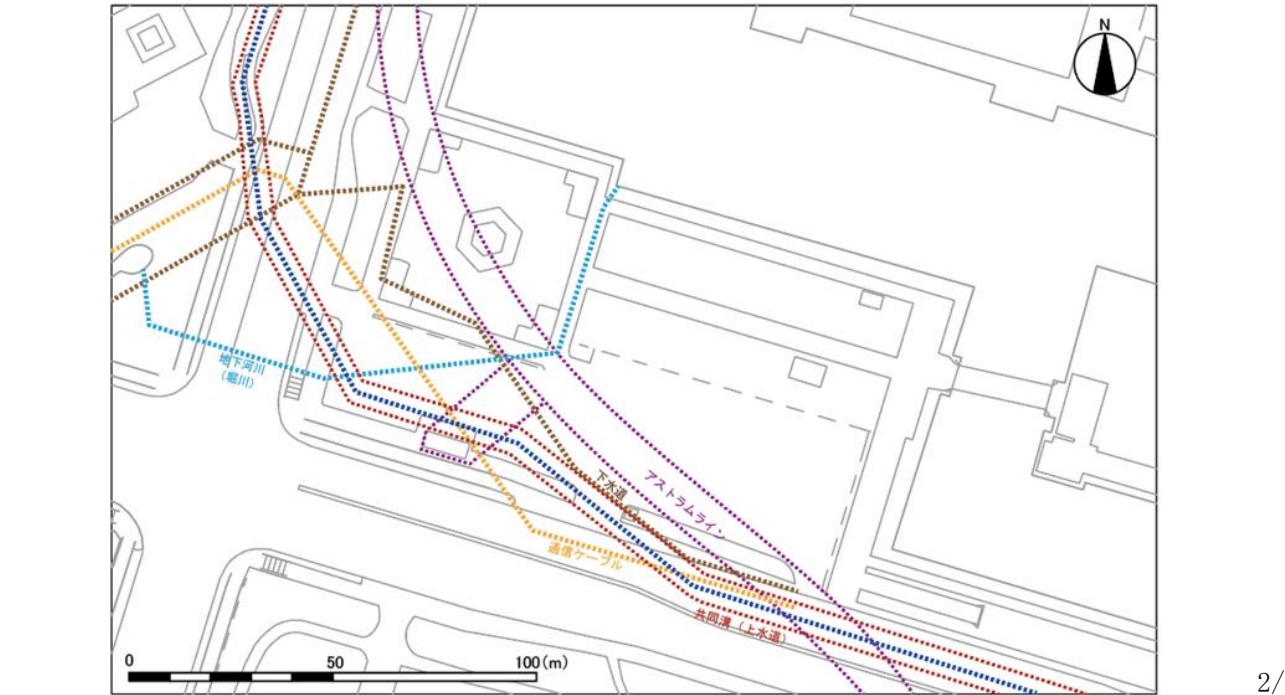
- 広島城三の丸歴史館の整備に係る作業ヤードを確保するため、整備対象範囲を「**第1期整備エリア（令和7年3月までに供用開始）**」と「**第2期整備エリア（令和8年9月までに供用開始）**」の二つに分けて整備してください。エリアの分割は、歩行者動線等を確保する観点から、右図「ア 三の丸のゾーニング計画及び導入機能のイメージ」のとおりとしますが、細部の変更については、本市と協議の上で決定します。

- 特定公園施設のうち、**タクシー乗降場、附置義務駐車場及び公衆トイレについては、第1期整備エリアに整備**してください。なお、特定公園施設については、それぞれの完了検査後に本市が譲渡を受ける予定としています。
- バス乗降場を第1期整備エリアに整備する場合は、バス乗降場の供用開始時期を令和7～8年度とする提案を可能とします。
- 事業対象地のうち、三の丸エリアの地下には、アストラムライン路線や共同溝（上水道）、地下河川（堀川）、下水道等の各種の既存施設が存在しますが、移設は困難であることから、地上部利用箇所の限定や近接工事における配慮が必要となります。
- 三の丸の各施設の配置計画の提案に当たっては、**サッカースタジアム側と接続するペDESTリアンデッキ、地下道、御門橋など、複数からのアクセス性を考慮**し、移設が困難な地下の既存施設等との関係性を十分考慮する必要があります。
- 三の丸エリアは、**文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地**であるため、施設整備の際に、遺構の保存等を考慮した対応が必要です。
- 広島城三の丸歴史館の整備に当たっての工事車両の進入路の設置等**について、協議に応じてください。

ア 三の丸のゾーニング計画及び導入機能のイメージ



イ 地下の既存施設等



(4) 景観形成方針について

本市が整備する広島城三の丸歴史館の外観デザインに関する基本的な考え方にも留意して、景観計画重点地区（広島城・中央公園地区）にふさわしい良好な景観の形成に資する質の高いデザインとすることを期待します。

このため、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備に当たっては、本市が定める基準等を遵守し、「広島城三の丸整備基本計画」の景観形成方針や、かつての広島城三の丸に位置することを踏まえた上で、広島城三の丸歴史館と北側に望む天守とが一体となって歴史的な雰囲気醸し出すような「歴史ゾーン」にふさわしい景観形成に努めてください。

【広島城三の丸歴史館の外観デザインに関する基本的な考え方】

- 広島城三の丸歴史館は、博物館機能を十分に発揮できることを前提とした上で、かつての広島城三の丸に位置し、また、内堀を挟んで隣接する表御門や石垣など周囲景観との調和を図る必要があることなどを踏まえ、階高や屋根形状を含め、近世の歴史的な雰囲気を醸し出す「歴史ゾーン」にふさわしい外観のデザインを検討する必要がある。

3 指定管理業務に関する事項

広島城の歴史・文化の発信拠点や観光拠点としての魅力を高め、市民を含む来訪者を増やす提案を求めます。

(1) 対象施設及び指定管理期間

指定管理業務の対象施設は、広島城区域に係る公の施設とし、指定管理期間は以下のとおりとします。

区分			令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	…	25年度	
中央公園 (広島城区域に限る)	観光バス駐車場 (中央公園バス駐車場)		(新設)	(R5.4.1) (R25.12.31)							
	特定公園施設	【第1期整備】		(R7.3)		(新設)	指定管理期間				
		【第2期整備】									
	既存施設	本丸、二の丸用地等 (堀・公衆トイレ含む)		((公財) 広島市みどり生きもの協会が指定管理)		(R7.4.1)					
		二の丸復元建物 ※1		((公財) 広島市文化財団が指定管理)		(R7年度後半)		(閉館) (中央公園の既存施設として管理)			
広島城 (天守閣) ※1、※2											
広島城三の丸歴史館 ※1				(新設)		(R8年度)					

※1 学芸業務を含まない。

※1 学芸業務を含まない。
※2 木造復元天守は想定しない。

(2) 業務内容

ア 維持管理業務
施設管理（日常点検、保守点検、警備、清掃、修繕（大規模修繕を除く。）等）や植物管理等を行っていただきます。

イ 行為の許可等
広島市公園条例第4条に基づき、行為の許可、行為の制限、行為の取り消しの権限を付与し、適切に行為の許可等を行っていただきます。なお、行為の許可に関する利用料金収入は指定管理者（認定計画提出者）の収入とします。

ウ 運営業務
(ア) 特定公園施設の運営

公園利用者の利便性向上のため「多目的広場」「附置義務駐車場」等の特定公園施設の運営を行っていただきます。
なお、附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の利用料金収入は指定管理者の収入とします。

(イ) 広島城三の丸歴史館（観光案内所含む）、広島城（天守閣）及び二の丸復元建物の運営
施設の認知度向上と利用促進を図るため、ポップカルチャーと連携した企画展示（年1回）や、歴史・伝統文化に親しむイベントの開催、広報活動による情報発信などについて、学芸事業者と調整の上で実施していただきます。
なお、広島城（天守閣）及び広島城三の丸歴史館の利用料金収入（展示観覧料、多目的室使用料）は指定管理者（認定計画提出者）の収入とします。
※博物館活動の基盤となる資料の収集保存、調査研究等の学芸業務については、学芸事業者が実施します。

(ウ) 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の運営
観光客の快適性及び利便性の向上に資するため、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の利用案内、予約対応、各種広報などを行っていただきます。
指定管理者（認定計画提出者）には、当該施設の利便性向上を目的とし、予約システムを自らの費用負担により導入してもらうことを予定しています。また、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の利用料金収入は指定管理者（認定計画提出者）の収入とします。

エ 利用促進の取組
以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

項目	基準値
広島城三の丸歴史館の来館者数	400,000人／年 以上

※上記の来館者は、広島城三の丸歴史館の2階に配置する有料の展示室への入館者だけでなく、1階に配置する観光案内所や多目的室、ミュージアムショップなどの利用者を含みます。

オ 自主事業
指定管理者は、本事業の目的の達成に資するものとして、自主事業を実施することができます。実施する場合は、事前に本市と協議し承認を受けることとし、実施に当たっての費用は、全て指定管理者の負担によるものとします。

カ エリアマネジメント業務
指定管理者（認定計画提出者）は、公募設置等計画の認定後において、旧広島市民球場跡地整備等事業の指定管理者（認定計画提出者）が立ち上げた協議体に構成員として参画し、中央公園全体の魅力向上に向けた取組を行うこととします。
なお、協議体の構成員として支出すべき費用は、指定管理者（認定計画提出者）の負担とします。

(3) 指定管理者（認定計画提出者）の収入

本事業では、**利用料金制を採用**します。指定管理者（認定計画提出者）は、利用者から収受する利用料金、本市が支払う指定管理料及び公募対象公園施設の収益により業務を行います。

ア 主な利用料金

利用料金の額は、広島市公園条例、広島城条例及び広島城三の丸歴史館条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けた上で決定します。応募（申請）に当たり、下表に示す範囲内で**提案**してください。提案できるのは、下線を引いた項目です。

(7) 行為の許可に関する料金

区分	利用料金の範囲
行商、募金、出店、興行 その他これらに類するもの	<u>200円/㎡・日</u> の範囲内
競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	<u>40円/㎡・日</u> （①）の範囲内
	営利を目的とする場合： <u>200円/㎡・日</u> （①×5倍）の範囲内
	営利を目的としないで入場料等を徴収する場合： <u>120円/㎡・日</u> （①×3倍）の範囲内
業として写真を撮影するもの	<u>640円/人・日</u> の範囲内
業として映画を撮影するもの	<u>13,200円/日</u> の範囲内

(1) 中央公園バス駐車場の利用料金

区分	利用料金の範囲
大型自動車、中型自動車及び準中型自動車	<u>2,000円/台・回</u> の範囲内

(ウ) 中央公園広島城三の丸駐車場（附置義務駐車場）の利用料金

区分	利用料金の範囲
普通自動車	<u>210円/台・30分</u> の範囲内

(1) 広島城（天守閣）の観覧料

区分	利用料金の範囲
個人で観覧する場合	小人： <u>180円/回</u> の範囲内
	大人： <u>370円/回</u> の範囲内
団体で観覧する場合 （30人以上）	小人： <u>100円/回・人</u> の範囲内
	大人： <u>280円/回・人</u> の範囲内

(カ) 広島城三の丸歴史館の展示観覧料

区分	利用料金の範囲
個人で観覧する場合	小人： <u>250円/回</u> の範囲内
	大人： <u>510円/回</u> の範囲内
団体で観覧する場合 （30人以上）	小人： <u>200円/回・人</u> の範囲内
	大人： <u>410円/回・人</u> の範囲内

※(エ)、(オ)は、児童・生徒や高齢者等の利用料金について、本市と指定管理者が協議の上、減免料金を適用することを予定しています。

(カ) 広島城三の丸歴史館の多目的室使用料

区分	利用料金の範囲
入場料を徴収しない場合	3時間まで： <u>5,650円</u> の範囲内
	3時間を超えると： <u>1,880円/時間</u> の範囲内
入場料を徴収する場合	3時間まで： <u>8,470円</u> の範囲内
	3時間を超えると： <u>2,820円/時間</u> の範囲内

イ 指定管理料

公募設置等計画では、管理・運営に係る費用及び年間の利用料金収入を積算し、その差額となる本市に負担を求める指定管理料を提案してください。

項目	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
本市が支払う指定管理料の上限額（20年9か月分）	<u>33億2,920万円</u>

ウ 利用料金収入の本市への一部還元

本市と指定管理者とで合意した**年間の利用料金収入を基準**として、**基準額を上回った場合、指定管理者は本市にその一部（上回った金額の20%）を還元**することとします。一方、同収入額が基準額を下回った場合、当該年度の翌年度以降（5年度以内）に行う還元額から控除することができるものとします。

(4) 指定管理業務に係る留意事項

ア 史跡広島城跡の適切な保存について

指定管理業務の実施に当たっては、史跡広島城跡の文化財としての重要性を十分認識し、文化財保護法を遵守するとともに、史跡広島城跡保存活用計画（今後策定予定）及び史跡広島城跡整備基本計画（平成元年策定。今後改訂予定）等を踏まえてください。

イ 広島城（天守閣）の閉館について

現在の広島城（天守閣）は、令和元年度（2019年度）の**耐震診断調査において、大規模の地震（震度6強から7程度）の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとの結果**が出ています。

本市では、天守の木造復元を目指す調査検討を進め、天守閣の展示・収蔵機能を、新たに整備する広島城三の丸歴史館に移転することとしています。機能移転後の天守閣については、**耐震改修は行わず、令和7年度（2025年度）後半に閉館することを予定**しています。このため、天守閣の管理運営に係る指定管理業務の一部については、閉館後、業務範囲から除外する予定です。

ウ 観光バス駐車場について

将来的に本市が観光バス駐車場の総合的な対策を検討することとなった場合には、指定管理者（認定計画提出者）は協議に応じてください。

エ 広島城内堀における船の運航などについて

現在休止している広島城内堀における船の運航を含め、広島城の利活用の促進に資する様々な事業の採否について、今後、検討することとしており、事業手法等も含め、指定管理者（認定計画提出者）は協議に応じてください。

4 評価の基準

(1) 評価の方法

応募（申請）者から提出された公募設置等計画について、以下の方法で算出した総合評価点により、審査を行います。

〔公募設置等計画〕

総合評価点

=

「内容面」の評価点

+

「価格面」の評価点

+

「本市が推進する行政施策に係る取組状況」に基づく加減点

(170点)

(30点)

(-4点～+13点)

(2) 評価の基準

ア 内容面（170点）

以下の評価項目について評価します。

評価項目	内訳	評価の視点
全体計画（40点）		
①事業コンセプト（10点）		・事業コンセプトが明確で、本事業の目的に合致しているか。 ・歴史・文化の発信拠点及び観光拠点としての広島城の魅力向上に資するものとなっているか。 ・都心のトライアングルの回遊性の向上につながるビジョンが描かれているか。
②事業計画（10点）	ア 事業スケジュール（5点）	・全体スケジュールは適切なものであるか。 ・施設の段階的な整備及び運営開始を考慮したスケジュールとなっているか。
	イ 施工計画（5点）	・工事期間中の駐車場や動線等に配慮し、効率的かつ安全管理が確保された施工計画となっているか。
③実施体制及び資金計画（20点）	ア 実施体制、遂行能力（10点）	・確実に実行できる業務実施体制を構築しているか。 ・確実な遂行を期待できる優れた実績を有しているか。
	イ 資金計画、経営力（10点）	・堅実な資金計画及び収支計画となっているか。 ・応募（申請）者の経営は安定しているか。
Park-PFI事業（70点）		
④配置計画（10点）		・アストラムライン路線等の各種の既存施設、広島城三の丸歴史館及びペDESTリアンデッキの位置を踏まえた配置計画となっているか。 ・各施設や機能を適切にゾーニングし、三の丸エリア全体のにぎわい創出に資する配置計画となっているか。
⑤公募対象公園施設（30点）	ア 施設の魅力（15点）	・市民や観光客が共に楽しめる施設としての機能を有しており、本事業の目的に合致しているか。また、魅力的なものであるか。 ・話題性・独自性を有したものや、当地ならではの個性やこだわりを感じられるものなど、来訪者のリピーター化につながるものとなっているか。
	イ 地域への波及効果（10点）	・飲食施設以外の多様なにぎわい施設を含み、事業区域周辺に好影響が及ぶような高い集客効果を得られるものとなっているか。 ・中央公園全体及び周辺地域との回遊性が促進される計画であるか。 ・中央公園内他事業で検討されているにぎわい施設との連携・棲み分けが図られたものとなっているか。
	ウ 施設の外観（5点）	・景観計画重点地区にふさわしい質の高いデザインとなっているか。 ・広島城（天守閣）や二の丸復元建物、広島城三の丸歴史館などと調和した外観となっているか。

評価項目	内訳	評価の視点
Park-PFI事業（70点）＜続き＞		
⑥特定公園施設（30点）	ア デザイン（5点）	・周辺環境との調和が図られ、「歴史ゾーン」にふさわしいデザインとなっているか。
	イ 快適性（5点）	・来訪者が日常的に憩い、くつろぎたくなる魅力的なオープンスペースとなっているか。 ・多目的広場や園路は、居心地の良い空間となっているか。
	ウ 機能性（20点）	・公募対象公園施設と一体となってにぎわいを創出することができるものとなっているか。 ・多目的広場は、歴史的な景観と調和し多目的な利用が可能なものであり、公園利用者にとって使い勝手の良い設備が整えられているか。 ・バス乗降場、タクシー乗降場及び附置義務駐車場は、必要台数が確保されており、安全に配慮された規模・配置となっているか。 ・園路舗装及び植栽は、歴史的な景観と調和したものとなっているか。 ・公衆トイレは、誰もが使いやすく、満足度の高いものとなっているか。
指定管理業務（60点）		
⑦史跡の適切な管理（10点）		・史跡広島城跡の文化財としての重要性を十分認識し、文化財保護法等に係るコンプライアンスを確保する計画となっているか。
⑧施設の管理・運営（50点）	ア 利用者の平等利用の確保（5点）	・利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ・障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
	イ 維持管理・運営・利用者サービス（35点）	・各エリアの役割に応じた維持管理・運営及びエリア間の連携が可能な計画であり、利用者に対するサービスの向上を図れるものであるか。 ・特定公園施設の運営は、公園利用者の利便性向上に資する計画となっているか。 ・広島城三の丸歴史館、広島城（天守閣）及び二の丸復元建物の運営は、施設の認知度向上と利用促進が図られ、学芸事業者との連携が可能な計画となっているか。 ・中央公園バス駐車場の運営は、観光客の快適性及び利便性の向上に資する計画となっているか。 ・広島城区域全体を包括的に維持管理・運営するための適切な組織体制・連携体制があり、業務の効率化につながる計画となっているか。
	ウ 観光案内所の機能（5点）	・中央公園唯一の観光案内所として十分な機能を備えているか。
	エ にぎわいの創出（5点）	・日常的なにぎわいの創出に向けた利用促進策を実施できる計画となっているか。

※ 上記評価項目の①から⑧のうち、いずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 価格面（30点）

以下の3項目について、提案額を評価します。

- ①公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料の提案額（3点）
- ②特定公園施設の設計・整備に係る費用の提案額（5点）
- ③指定管理料の提案額（22点）

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況

本市が推進する行政 施策に係る取組状況	確認項目
①障害者雇用率の達成※1	ア 障害者雇用率が2.3％を超えて3.45％未満の場合は4点、3.45％以上で4.6％未満の場合は7点、4.6％以上の場合は10点を加点
	イ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点
②環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点
③男女共同参画・子育て支援の推進	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点
	イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点
	ウ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点
	エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点
④地域貢献度	ア 広島市内に本店がある場合は4点、広島市内に本店がなく支店がある場合は2点、広島市内にその他の事業所等がある場合は1点を加点※2
	イ 指定管理業務の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。	

- ※1 公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.3％→2.6％」「3.45％→3.9％」「4.6％→5.2％」と読み替える。
- ※2 事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。